

平成 29 年 10 月 4 日

山形県中小企業団体中央会長 殿

山形労働局長



長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた 取組に関する要請について

働く方の健康の確保を図り、労働の質を高め、生産性を向上しつつ、ワーク・ライフ・バランスを改善し、女性や高齢者をはじめとするすべての人々が働きやすい社会に変えていくためには、長時間労働を是正することが重要です。

山形県において、平成 28 年の一般労働者（パートタイム労働者を除く。）の総実労働時間は 2,036 時間と、全国平均（2,024 時間）と同様、近年 2,000 時間を超える水準で推移し、また、週の労働時間が 60 時間以上の雇用者の割合は 7.9%（平成 24 年）と、全国平均（8.2%（平成 27 年））と同様、近年低下傾向にあるものの依然として 1 割弱で推移しています。

さらに、年次有給休暇について、山形県における平成 27 年の取得率は 49.7%と、全国平均（48.7%（平成 27 年））を上回るものの、5割を下回る水準で低迷しており、長時間労働の実態が認められているところです。

こうした中、平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」や、平成 29 年 3 月 28 日に内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」で決定された「働き方改革実行計画」などにおいて、働き方改革の実行・実現のため長時間労働の是正に向けた取組を強化する旨が盛り込まれました。

この長時間労働の問題について、山形労働局においては、

- ① 著しい過重労働や賃金不払残業などを行う企業の撲滅に向けた監督指導の強化



② 休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を2つの柱として、局を挙げて取り組んでいるところです。

また、平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）」において、11月は過労死等防止啓発月間とされております。

そのため、本年も、昨年に引き続き10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することといたしました。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。このため、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るための施策や、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための施策等、各々の企業の実情に応じた取組を行うことが望まれます。具体的には、経営トップによるメッセージの発信、朝型勤務やフレックスタイム制、年次有給休暇の計画的付与制度などの導入、ノー残業デーや年次有給休暇取得奨励日の設定、年次有給休暇取得計画の策定、年次有給休暇取得による連休の実現（「プラスワン休暇」）のほか、ボランティア休暇をはじめとする、働く方々の実情に応じた特別な休暇制度の導入等が挙げられます。

これまでも貴団体からは、傘下団体・企業等への働き方改革や夏の生活スタイル変革に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところでありますが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

